

旅費、食糧費等に関する開示基準規則

旅費、食糧費等に関する開示基準規則（平成8年10月1日三重県規則第57号）

【沿革】平成10年4月1日三重県規則第31号改正
平成12年2月18日三重県規則第6号改正
平成14年11月15日三重県規則第64号改正
平成18年2月28日三重県規則第14号改正
平成22年3月31日三重県規則第34号改正
平成24年3月30日三重県規則第19号改正
平成29年5月26日三重県規則第50号改正

（趣旨）

第1条 この規則は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、知事が管理する旅費、食糧費、消耗品費及び交際費（以下「旅費、食糧費等」という。）の支出に関する公文書の開示基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用する公文書）

第2条 この規則は、旅費、食糧費等の支出に関する公文書で、次に掲げるものに適用する。

- (1) 経費支出伺い文
- (2) 支出負担行為書
- (3) 支出命令書
- (4) 支出負担行為整理兼支出命令書
- (5) 前渡資金精算書
- (6) 旅行命令書
- (7) 旅費請求書
- (8) 復命書（会議等で入手した資料を含む。以下同じ。）
- (9) 返納決定・戻入決議書

（開示の基準）

第3条 知事は、前条の公文書の開示請求があったときは、次の基準により、開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 旅費支出に関する公文書（復命書を除く。）については、全面開示とする。ただし、次に掲げる情報については、開示しないことができる。
 - イ 旅行者の住所（都道府県名及び市町村名を除く。）、住所の最寄りの鉄道の駅又は路線バスの停留所の名称、自家用車の登録番号、旅費の振込先の金融機関の名称及び口座番号その他の個人に関する情報
 - ロ 旅行者（条例第7条第2号に規定する公務員等を除く。）の氏名（印影又は署名を含む。）
 - ハ 相手方の情報のうち、開示することにより、相手方との協力又は信頼関係が著しく損なわれ、事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生じ、又は重要事業（プロジェクト

事業、企業誘致活動等県の基本的な計画に重大な影響を与える事業をいう。以下同じ。)の推進に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(2) 復命書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合における相手方及び用務内容については、開示しないことができる。

イ 開示することにより、相手方との協力又は信頼関係が著しく損なわれる場合

ロ 開示することにより、事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずる場合

ハ その他開示することにより、重要事業の推進に著しい支障が生ずる場合

(3) 食糧費支出に関する公文書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合における相手方出席者並びに会議及び懇談の目的については、開示しないことができる。

イ 交渉、調査等に際しての会議及び懇談で、開示することにより、相手方の利益、信用等が不当に損なわれるおそれがある場合

ロ 重要事業に伴う地元関係者、企業等との会議及び懇談で、開示することにより、その推進に著しい支障が生ずる場合

(4) 消耗品費支出に関する公文書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合における贈答品の贈答先及び贈答目的については、開示しないことができる。

イ 交渉、調査等に際しての贈答で、開示することにより、相手方の利益、信用等が不当に損なわれるおそれがある場合

ロ 重要事業に伴う地元関係者、企業等への贈答で、開示することにより、その推進に著しい支障が生ずる場合

(5) 交際費支出に関する公文書については、全面開示とする。ただし、次に掲げる場合には、開示しないことができる。

イ 懇談については、第3号の規定を準用する。

ロ 贈答については、前号の規定を準用する。

(一覧帳票による開示)

第4条 知事は、第2条に定める公文書のうち、総務事務システム（コンピュータにより職員の人事、服務、給与、旅費、福利厚生等に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。次項において同じ。）により一覧形式での帳票が出力可能なものについては、開示請求者の同意を得たうえで、その求めに応じ、当該公文書の記載項目の範囲内で必要な項目を出力した帳票により、開示することができる。

2 知事は、前項の規定により出力する帳票に、前条第1号ただし書により開示しないことができるとされた情報が含まれるときは、総務事務システムにより非開示処理を行った帳票を出力し、開示することができる。

(知事の責務)

第5条 知事は、第3条第2号から第4号までに掲げるただし書並びに第5号イ及びロの適用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利が十分尊重されるように解釈し、運用するとともに、この規則の内容について関係者の理解を得るべく努めなければならない。

(事前協議)

第6条 三重県事務決裁及び委任規則（平成14年三重県規則第36号）第3条又は第5条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行ったことがあるときを除き、戦略企画部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。

- (1) 条例第12条第1項の一部を開示する旨及び第2項の開示しない旨の決定をしようとする場合
- (2) 条例第13条第2項及び第14条の規定により開示決定等の期間の延長をしようとする場合

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行われる旅行、会議、懇談、贈答及び交際に関して請求される公文書の開示から適用する。
- 2 交際費支出に関する公文書については、前項の規定にかかわらず、平成10年4月1日以後に行われる交際に関して請求される公文書の開示から適用する。

附則（平成10年4月1日三重県規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成12年2月18日三重県規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成14年11月15日三重県規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第5号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする改正規定は、この規則の施行の日以後に行われる交際に関して請求される公文書の開示から適用し、同日前に行われた交際に関して請求された公文書の開示については、なお従前の例による。

附則（平成18年2月28日三重県規則第14号）

この規則は、平成18年3月1日から施行し、改正後の第3条及び第5条の規定は、同日以後に請求される公文書の開示から適用する。

附則（平成20年3月31日三重県規則第47号抄）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日三重県規則第34号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に行われる旅行に関する公文書の開示から適用し、同日前に行われた旅行に関して請求された公文書の開示については、なお従前の例による。

附則（平成24年3月30日三重県規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成29年5月26日三重県規則第50号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。